

第4章 水防計画

この計画は、水防法第33条の規定に基づき、士別市における水防事務の円滑な実施のために必要な事項を定め、洪水に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

1 水防の責任

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防の責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

(1) 士別市

① 水防の責任

市長は、水防法第3条の規定に基づき、市の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

② 処理すべき事務又は業務の大綱

- ・水防団の設置（水防法第5条）
- ・平常時における河川等の巡視（水防法第9条）
- ・水防団及び消防機関の出動準備又は出動（水防法第17条）
- ・警戒区域の設定（水防法第21条）
- ・警察官の援助の要求（水防法第22条）
- ・他の水防管理者又は市長村長若しくは消防長への応援要請（水防法第23条）
- ・堤防決壊等の通報、決壊後の措置（水防法第25条、第26条）
- ・避難のための立ち退きの指示（水防法第29条）
- ・水防協力団体の指定（水防法第36条）

(2) 士別市防災会議

① 処理すべき事務又は業務の大綱

- ・浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置（水防法第15条）

(3) 居住者等

① 処理すべき事務又は業務の大綱

- ・水防活動への従事（水防法第24条）

2 水防組織

第2章第2節「災害対策本部」（P17）に定めるところに準じ、水防に関する事務を処理する。

3 水害危険区域

市の区域内の河川等で、水防上特に重要な警戒防御区域は、資料P7「重要水防箇所一覧」に掲げるとおりである。

（資料P7：「重要水防箇所一覧」）

4 水防活動に用いられる予報及び警報等

水防活動に用いられる予報及び警報等の種類は、第2章第4節「気象業務に関する計画」（P27）に掲げるもののうち、水防活動用気象警報及び注意報、指定河川洪水予報、水防警報、地方気象情報、府県気象情報、台風に関する気象情報、記録的短時間大雨情報である。

なお、特別警報は、水防活動の利用には適合しないため、水防活動では用いない。

5 水防活動に用いられる予報及び警報の伝達

水防活動用気象警報及び注意報、指定河川洪水予報、水防警報の伝達は、第2章第4節「気象業務に関する計画」（P27）の伝達系統図による。

6 水位情報の通知及び周知

水防法第13条の規定により指定された水位周知河川の水位が避難判断水位に達したときは、水位又は流量を示してその旨通知され、また必要に応じて報道機関の協力のもと一般市民に周知にされる。なお、水位情報の通知は、水防警報の伝達系統図（P32）により行われる。

7 雨量、水位観測所

市の区域内に設置された雨量観測所、水位観測所は次のとおりである。

(1) 旭川地方気象台管理

種別	観測所名	所在地
雨量	士別	武徳町884-4
雨量	朝日	朝日町中央4038-8

(2) 旭川開発建設部管理及び上川総合振興局旭川建設管理部管理

種別	観測所名	河川名	備考
水位	奥士別	天塩川	テレメーター
水位	似峽	似峽川	テレメーター
水位	茂志利	天塩川	テレメーター
水位	剣和	天塩川	テレメーター
水位	九十九橋	天塩川	テレメーター
水位	士別	剣淵川	振興局管理
水位	温根別	犬牛別川	振興局管理
水位	おねべツ川	温根別川	振興局管理

種別	観測所名	河川名	備考
雨量	朝日ペンケ	ペンケヌカンプ川	テレメーター
雨量	岩尾内ダム	天塩川	テレメーター
雨量	二子森	サックル川	テレメーター
雨量	上似峽	似峽川	テレメーター
雨量	天塩岳	天塩川	テレメーター
雨量	士別東	天塩川	テレメーター
雨量	北温根別	温根別川	テレメーター
雨量	おねべツ川	温根別川	振興局管理
雨量	白山	犬牛別川	振興局管理

8 気象予報及び警報、雨量・水位情報等の収集

市又は水防に関係のある機関は、常に気象の状況に注意し、必要と認めるときは、洪水予報、水防警報等の有無にかかわらず、インターネット、テレビ、ラジオ等により気象情報の収集に努める。

また、水防活動の利用に適合する予報及び警報、洪水予報、水防警報等が発表され、又は洪水のおそれがあると認められる場合は、インターネットにより公開されている市町村向けの「防災情報提供システム」や国土交通省「市町村向け川の防災情報」、一般向けの国土交通省「川の防災情報」、テレビ、ラジオ等を活用し、気象、雨量、水位等必要な情報の収集に努める。

(1) 市町村向け情報提供

- ① 国土交通省「市町村向け川の防災情報」（統一河川情報システム）
<http://city.river.go.jp/>（携帯電話用有り）
 雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等

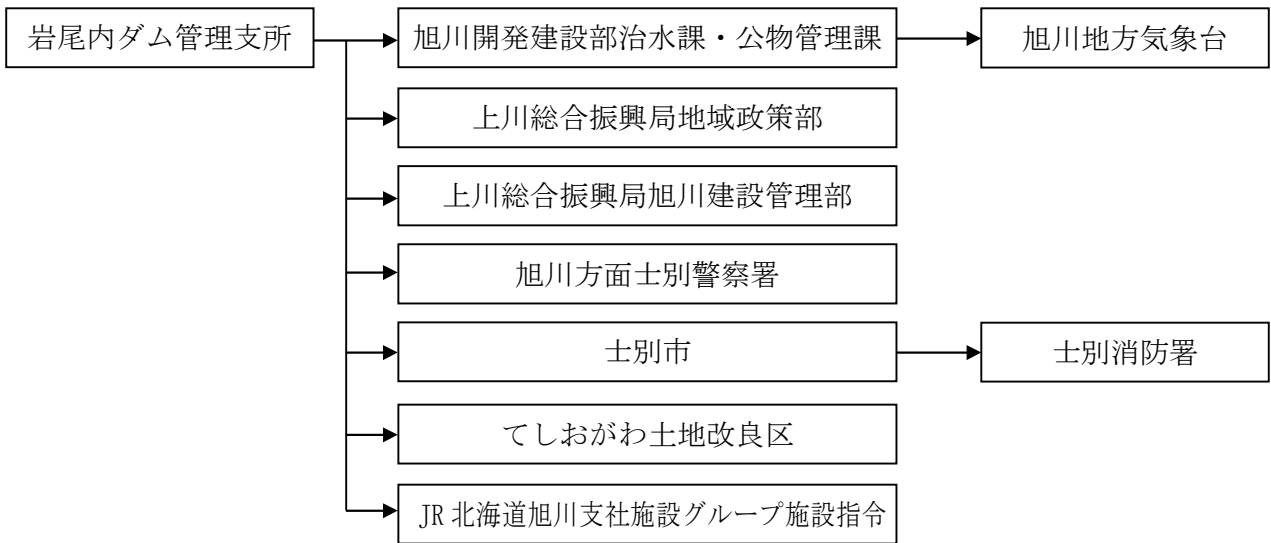
(2) 一般向け情報提供

- ① 国土交通省「川の防災情報」
<http://www.river.go.jp/>（携帯電話用 <http://i.river.go.jp/>）
 雨量・水位情報、レーダー観測情報、水防警報、洪水予報等
- ② 北海道防災情報（防災対策支援システム）
<http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/>
 気象情報、避難情報、道路情報、河川情報、メール配信サービス
- ③ 旭川地方気象台ホームページ
<https://www.data.jma.go.jp/asahikawa/index.html>
 気象情報、レーダー・アメダス解析雨量
- ④ 気象庁ホームページ
<https://www.jma.go.jp/>
 気象情報、レーダー・アメダス解析雨量

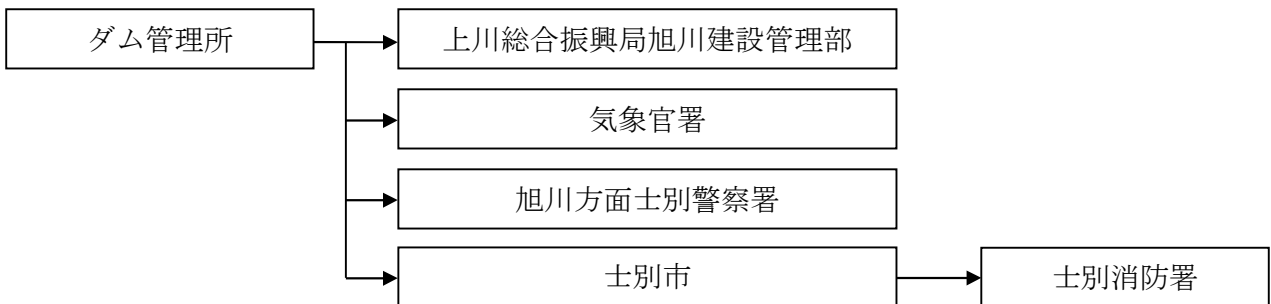
9 ダム情報

ダム管理者は、出水時の放流を行うときは、放流に伴う下流水域の危害予防のため、関係機関に対しその操作を予報し、通知する。ダム操作の情報系統図は次のとおりである。

(1) 岩尾内ダム



(2) ポンテシオダム



10 水防通信連絡

災害時における情報及び被害報告等の通信連絡方法は、第6章第2節「災害通信計画」(P72)による。

11 水防施設

(1) 水防倉庫及び水防資器材

市は、施設維持センターに重要水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類・数量を蓄えておく。

(2) 水防資器材の調査等

市は、水防資器材の確保のため、市内において水防資器材を保有する資材業者等の保有状況等を調査把握し、緊急時の補給に備えるとともに、備蓄資器材の使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておく。

(3) 北海道が保有する水防資器材の払出し

市は、水防活動に必要な水防資器材に不足を生じ、他に調達の方法がないときは、道有水防倉庫(防災資機材備蓄センター)を管理する総合振興局長に道有水防倉庫の水防資器材の払出しを申請することができる。

12 輸送の確保

輸送の確保については、第6章第9節「輸送計画」(P85)による。

13 非常監視及び警戒

市は、非常配備体制をとったとき、又は水防上必要があると認めるときは、市内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは速やかに当該河川管理者に連絡し、水防作業を実施しなければならない。

監視警戒に当たり、特に留意する事項は次のとおりである。

- ① 居住地側堤防斜面の漏水又は堤防内の浸透水の飽和による亀裂及び崩れ
- ② 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）
- ③ 堤防上面の亀裂又は沈下
- ④ 堤防から水があふれている状況
- ⑤ 樋門の両袖又は底部からの漏水と、扉の閉まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構築物と取付け部分の異常
- ⑦ ため池等については、①から⑥までのほか次の事項について注意する。
 - ・堤体の漏水、亀裂及び法崩れ
 - ・樋管の漏水による亀裂及び法崩れ
 - ・取水施設、余水吐、放水路等の状態
 - ・流入水及び浮遊物の状況
 - ・地すべり等の崩落状況

14 重要水防箇所

国土交通省管理河川及び道管理河川における重要水防箇所は、資料P7「重要水防箇所一覧」のとおりである。

(資料P7：「重要水防箇所一覧」)

15 警戒区域

(1) 警戒区域の指定

水防法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

(2) 警察官による警戒区域の設定

(1)の場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

16 安全配慮

洪水、内水いずれの場合にも水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導、水防活動の際も、水防団自身の安全は確保しなければならない。

17 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐために、堤防の構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し、迅速的確に作業を実施する。

市は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

18 避難のための立退き

災害による避難のための立退きの指示等は、次に定めるもののほか第6章第5節「避難対策計画」(P77)に定めるところによる。

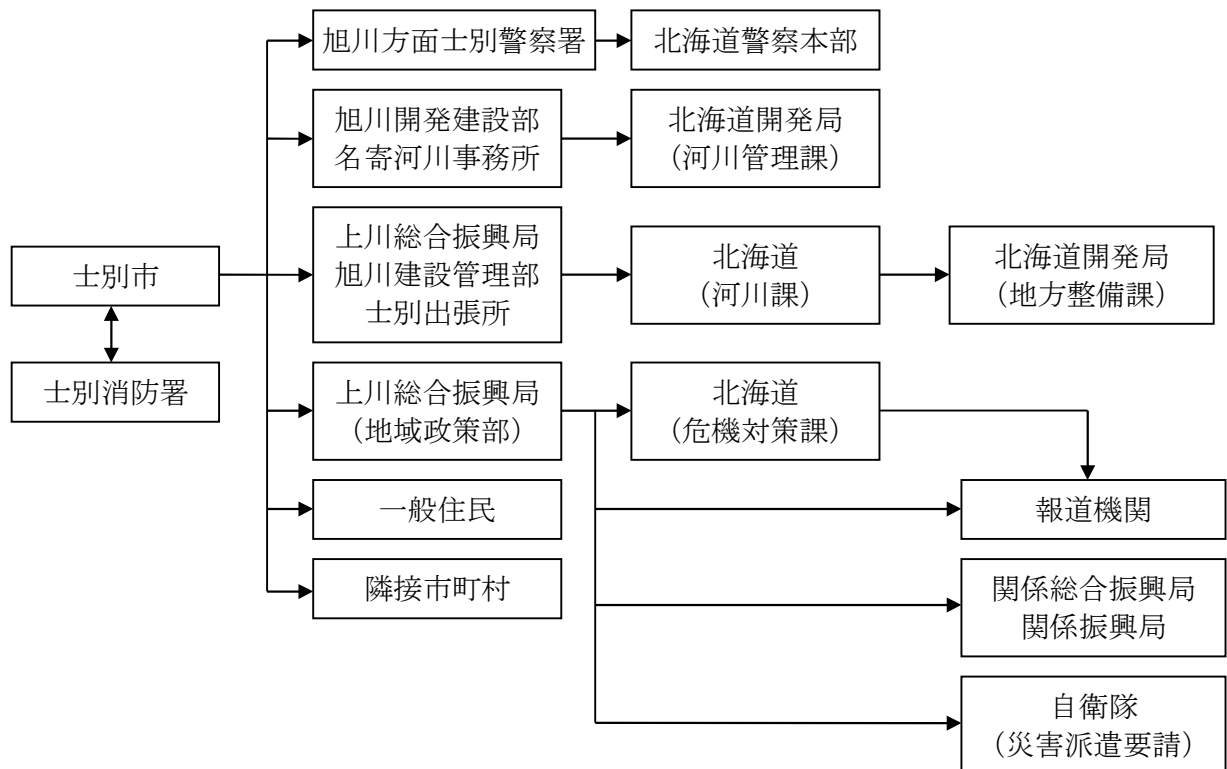
- ① 水防法第29条の規定により、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた道の職員又は市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。
- ② 市は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を上川総合振興局長に速やかに報告する。
- ③ 市は、あらかじめ危険が予測される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知しておくものとする。

19 決壊・越水通報

(1) 決壊・越水の通報

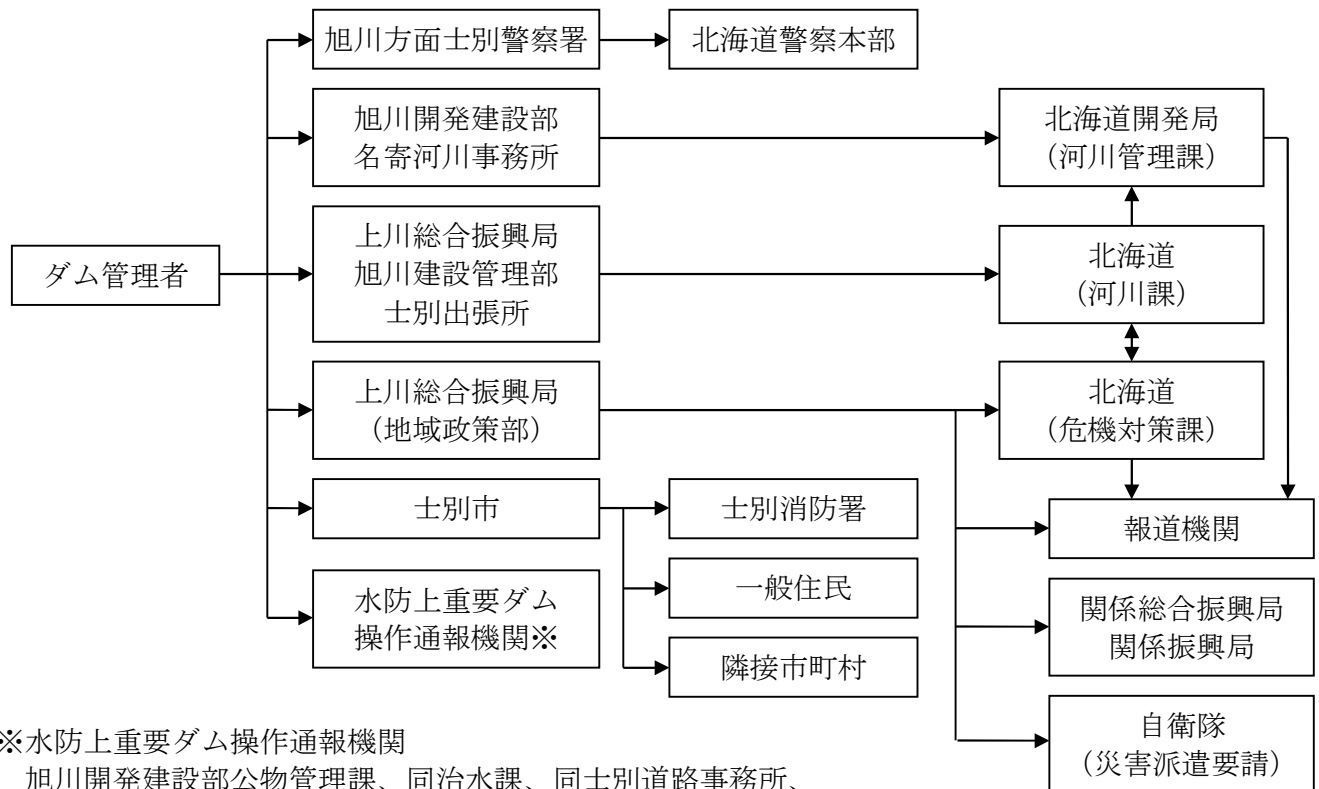
水防法第25条の規定により、水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したときは、市長、消防長又はダム等の管理者は、直ちに一般住民、関係機関及び隣接市町村に通報するものとする。

(2) 堤防等の決壊・越水通報系統図



(注) 消防長は、市長（市の職員）が現場に所在せず、緊急に通報する必要があると判断したときは、上記通報図に準じて通報を行うものとする。

(3) 異常かつ重大な状況におけるダムの通報系統図



※水防上重要ダム操作通報機関

旭川開発建設部公物管理課、同治水課、同士別道路事務所、留萌開発建設部治水課、北海道企業局鷹泊発電管理事務所、JR北海道旭川支社施設グループ施設指令、てしおがわ土地改良区

(4) 決壊・越水後の措置

水防法第26条の規定により、堤防その他の施設が決壊・越水したときにおいても、市長、消防長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

20 水防警報解除

市は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防の非常配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

21 河川管理者の協力

河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に、それぞれ（1）又は（2）の協力を行う。

(1) 北海道開発局長の協力事項

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（天塩川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供
- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- ⑤ 洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）

(2) 北海道知事の協力事項

- ① 水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供

- ② 重要水防箇所の合同点検の実施
- ③ 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ④ 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資器材の貸与

22 相互協力及び応援

(1) 水防管理団体相互間の応援

水防法第23条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、市長は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求める。

また、同項の規定により応援を求められたときは、自らの水防に支障がない限り求めに応じる。

水防法第23条第2項の規定により、応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。

水防法第23条第1項の規定による応援は、北海道及び市町村相互の応援に関する協定、災害時における道北市長会構成市相互の応援に関する覚書等の相互応援協定等に基づき行う。

(2) 警察官の援助の要求

水防法第22条の規定により、市長は、水防のため必要があると認めるときは、旭川方面士別警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ旭川方面士別警察署長と協議しておく。

(3) 自衛隊の災害派遣の要請の要求

自衛隊法第83条第1項の規定により、市長は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、第6章第29節「自衛隊派遣要請及び派遣活動計画」(P107)に定めるところにより、上川総合振興局長に自衛隊の災害派遣の要請を要求する。

派遣要請の要求に当たっては、次の事項を明らかにする。

- ① 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ 派遣部隊が展開できる場所
- ⑤ 派遣部隊との連絡方法その他参考となるべき事項

23 水防信号、水防標識及び身分証票

(1) 水防信号

水防法第20条の規定により知事が定める水防信号は、次のとおりである。

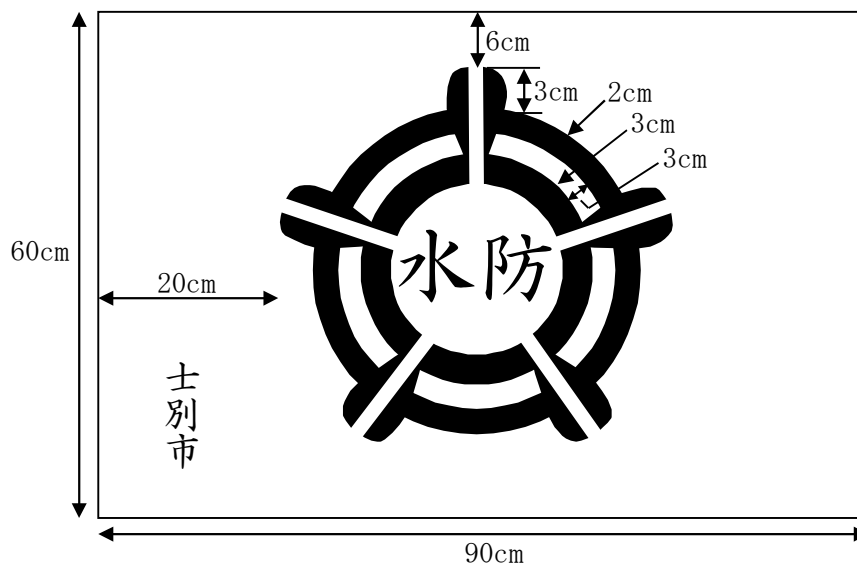
- ① 第1信号 はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- ② 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- ③ 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- ④ 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
- ⑤ 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う。

	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第2信号	○-○-○ ○-○-○	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第3信号	○-○-○-○ ○-○-○-○	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止
第4信号	乱打	約 1分 5秒 1分 5秒 1分 5秒 1分 5秒 ○-休止-○-休止-○-休止-○-休止

- 備考 1 信号は適宜の時間継続すること。
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。

(2) 水防標識

水防法第18条の規定により、知事が定める水防のために出動する車両の標識は次のとおりである。



(注) 水防の字は赤で書くこと。外枠は黒、地は白のこと。

(3) 士別市の職員等の身分証票

水防法第49条第1項に定める業務を行うための市の職員及び消防機関に属する者の身分証票は、次のとおりとする。

(表)	(裏)
<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg); margin-right: 5px;">9cm</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 95%;"> <p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">水防立入調査員証</p> <p style="text-align: center;">所 属 職・氏名</p> <p style="text-align: center;">上記の者は、水防法第49条第1項の規定により必要な土地に立ち入ることができる職員であることを証明します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">士別市長 印</p> </div> </div>	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">水防法（抜粋）</div> <p>第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。</p> <p>2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>
6cm	

24 費用負担と公用負担

(1) 費用負担

① 費用負担

水防法第41条の規定により、士別市の水防に要する費用は、士別市が負担する。

水防法第23条第3項及び第4項の規定により、他の水防管理団体の応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体と協議して定める。

② 利益を受ける市町村の費用負担

水防法第42条第1項、第2項及び第3項の規定により、士別市の水防によって、士別市の区域以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防により著しく利益を受ける市町村と協議して定める。

当該協議が成立しないときは、市長は、知事に斡旋を申請することができる。

(2) 公用負担

① 公用負担

法第28条第1項の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、市長又は消防長は、水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ・必要な土地の一時使用
- ・土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ・車両その他の運搬用機器の使用
- ・工作物その他の障害物の処分

② 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、市又は消防機関の所属職員の場合はその身分を示す証明書を、市長又は消防長から委任を受けた者は、次に定める公用負担権限委任証を携帯し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

第 号

公用負担権限委任証

住 所
所 属
職・氏名

上記の者に 区域における水
防法第28条第1項の権限行使につい
て委任したことを証明します。

年 月 日

委任者 氏 名 印

9cm

6cm

③ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する者は、次に定める公用負担命令票を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

命令者 職 氏 名 印

公用負担命令票

水防法第28条第1項の規定により、次のとおり公用負担を命じます。

1 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名称
- (3) 種類 (又は内容)
- (4) 数量

2 負担内容
(使用・収用・処分等について詳記すること)

(日本工業規格 A 4 版)

④ 損失補償

水防法第28条第2項の規定により、市長は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

25 水防報告**(1) 水防報告**

市長は、次に定める事態が発生したときは、速やかに上川総合振興局長に報告する。

- ① 水防団及び消防機関を出動させたとき。
- ② 他の水防管理団体に応援を求めたとき。
- ③ その他報告を必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

市長は、水防活動が終了したときは、遅滞なく記録を整理し、次の調査対象期間ごとに水防活動実施報告書を作成のうえ、所定の期日までに上川総合振興局長に報告する。

【調査対象期間】 1月～5月、6月～7月、8月～9月、10月～12月

26 水防訓練

水防法第32条の2の規定により、市は、毎年消防機関及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

27 水防協力団体**(1) 水防協力団体の指定**

水防法第36条第1項の規定により、市長は、(2)に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

水防法第36条第2項の規定により、市長は、水防協力団体を指定したときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示するものとする。

(2) 水防協力団体の業務

水防法第37条の規定により、水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- ② 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- ③ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ④ 水防に関する調査研究を行うこと。
- ⑤ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと
- ⑥ ①から⑤までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(3) 消防団等との連携

水防法第38条の規定により、水防協力団体は、水防を行う消防機関との密接な連携のもとに(2)に掲げる業務を行うものとする。